

住所変更のお知らせ 【一般家庭用】

西府土地区画整理事業の換地処分に伴い
平成25年8月17日（土）から
皆さまの住所が変わりました。

本宿町一丁目の一部
西府町一丁目の一部

平成26年7月

府中市

目 次

○はじめに	1 ページ
○住所の主な変更手続きについて	1 ページ
○町名地番変更証明書等について	2 ページ
○郵便番号について	3 ページ
○ごみ・資源の収集について	3 ページ
○市役所が職権で変更した主なもの	4 ページ
○市役所以外の公的機関が職権で変更した主なもの	7 ページ
○皆さまが住所の変更手続きを行う主なもの	
・市役所での手続き	8 ページ
・市役所以外での手続き	10 ページ

はじめに

西府土地区画整理事業（施行者：西府土地区画整理組合）地区内では、土地区画整理法に基づく換地処分に伴い平成25年8月17日（以下、「実施日」といいます。）より町又は丁目の区域が変わり新しい地番となりました。

今回の町名地番変更区域内にお住まいの方は住所の変更手続きが必要となります。つきましては、町名地番変更後に必要となる主な手続きについてお知らせします。

住所の主な変更手続きについて

市役所が職権で変更したものは、4 ページから 6 ページに、その他の公的機関が職権で変更したものは、7 ページに記載してあります。

また、皆さまが変更手続きを行う主なものは、次のページに記載してあります。

市役所での手続き

○住民基本台帳カード（写真付）	8 ページ
○公的個人認証（電子証明書）	8 ページ
○特別児童扶養手当・重度心身障害者手当	8 ページ
○身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳	8 ページ
○自立支援医療者受給者証（精神通院）	9 ページ
○障害福祉サービス・地域相談支援受給者証	9 ページ
○学童クラブへ通所している児童	9 ページ
○飼い犬の登録者	9 ページ
○公共施設等の利用登録 （文化センター、図書館、放課後子ども教室、公共施設予約）	9 ページ

市役所以外での手続き

法務局（登記所）関係

○土地・建物の不動産所有者	10 ページ
○土地・建物登記簿上の 抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者	10 ページ

年金関係

○国民年金・厚生年金受給者	11 ページ
○共済年金受給者	11 ページ
○厚生年金・共済年金加入者及び その配偶者（国民年金第3号被保険者）	11 ページ

都税関係

○自動車税の納税通知書送付先	12 ページ
----------------	--------

自動車等車両関係

○運転免許証	12 ページ
○普通自動車・オートバイ（総排気量 126cc 以上）	13 ページ
○軽自動車	13 ページ

警察署関係

○警備員指導教育責任者資格者証、警備員検定合格証明書 鉄砲・銃刀類等許可証	13 ページ
--	--------

その他

○各供給事業（電気・ガス）等	14 ページ
○金融機関	14 ページ

町名地番変更証明書等について

皆さまが住所の変更手続きを行う際には「町名地番変更証明書」が必要となる場合があります。

町名地番変更区域内に住民登録をされている方には、住所の町名地番変更証明書を実施日以降、各ご家庭に世帯員 1 名につき 5 枚を送付いたしました。

また、町名地番変更区域内に本籍を定められている方で、平成 25 年 8 月 16 日現在 16 歳以上の方には、本籍の町名地番変更証明書を該当者 1 名につき 3 枚送付いたしました。

お配りした枚数以上使用する方、居住地に住民登録を異動していない方、16 歳未満の方の本籍変更手続きを行う方などは、本人確認のできる書類（免許証・健康保険証など）をご持参のうえ、次の窓口で各証明書の発行手続きを行ってください。（発行手数料は無料です。）

なお、各証明書の発行手続きは、郵送でも行うことができます。

詳しくは市役所総合窓口課（Tel042-335-4333）へお問い合わせください。

証明書の種類	発行場所
住所の町名地番変更証明書	・総合窓口課（市役所本庁舎 1 F） ・各文化センター
本籍の町名地番変更証明書	
土地所在変更証明書	

※申請書は、市のホームページからダウンロードできます。

【町名地番変更証明書】

<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/shinsesho/kurashi/tetuduki/jyuminhyokanke/chome.html>

【土地所在変更証明書】

<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/shinsesho/kurashi/tetuduki/jyuminhyokanke/tochi.html>

郵便番号について

本宿町から西府町又は西府町から本宿町へ住所が変わる場合、郵便番号が変更となりました。

なお、本宿町・西府町ともに地番のみが変更となる場合は、変更ありません。

町名	郵便番号
本宿町	1 8 3－0 0 3 2
西府町	1 8 3－0 0 3 1

ごみ・資源の収集について

	本宿町	西府町	備 考
燃やすごみ	火・金	火・金	変更なし
燃やさないごみ	2週に1回 月	2週に1回 月	
ペットボトル	2週に1回 月	2週に1回 月	
容器包装プラスチック	木	木	
古布	水	水	
紙パック	水	水	
雑紙・雑がみ	2週に1回 水	2週に1回 水	
段ボール	2週に1回 水	2週に1回 水	
新聞	4週に1回 水	4週に1回 水	本宿町と西府町は同じ曜日ですが、週が異なります。
びん	2週に1回 木	2週に1回 金	本宿町と西府町は同じ週ですが、曜日が異なります。
かん	2週に1回 木	2週に1回 金	
有害ごみ	4週に1回 木	4週に1回 金	
ライター・スプレー缶 (危険ごみ)	4週に1回 木	4週に1回 金	

※詳しくは、ごみ・資源の出し方カレンダー（西府町／日新町、西原町／本宿町）をご覧ください。

※ごみ・資源の出し方カレンダーは、市のホームページからダウンロードできます。
http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/gomirisaikuru/gomicalendar/2014gomi_calendar.html

※詳しくは市役所ごみ減量推進課（Tel042-335-4400）へお問い合わせください。

市役所が職権で変更した主なもの

(皆さまの手続きは必要ありません。詳しくは、問合せ先にご確認ください。)

○住民基本台帳、印鑑登録原票の住所

問合せ先	総合窓口課 TEL042-335-4333
説明	実施日に新しい住所へ変更しています。

○戸籍簿の本籍地番、戸籍の附票の住所

問合せ先	総合窓口課 TEL042-335-4555
説明	実施日に新しい本籍地番・住所へ変更しています。

○介護保険の被保険者証、負担限度額認定証、介護サービス利用料軽減対象確認証の住所

問合せ先	高齢者支援課 介護保険者証・負担限度額認定証 … TEL042-335-4021 介護サービス利用料軽減対象者確認証 … TEL042-335-4470
説明	実施日以降、新しい被保険者証等を送付しています。

○介護保険料の納入通知書送付先の住所

問合せ先	高齢者支援課 TEL042-335-4021
説明	実施日以降、新たに納入通知書兼特別徴収決定通知書、更正通知書が発行された時点で、新しい住所へ変更しています。 ※現在お持ちの納入通知書は、引き続きお使いください。

○心身障害者（児）福祉手当・特別障害者手当・障害児福祉手当受給者の住所

問合せ先	障害者福祉課 TEL042-335-4162
説明	実施日に新しい住所へ変更しています。

○自立支援医療（更生医療・育成医療）・㊦受給者証、心身障害者（児）医療証の住所

問合せ先	障害者福祉課 Tel042-335-4162
説明	実施日以降、新しい受給者証等を送付しています。 ※自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方は、皆さまが手続を行う必要があります。（8 ページ参照）

○国民健康保険の被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証の住所

問合せ先	保険年金課 Tel042-335-4055
説明	実施日以降、新しい被保険者証等を送付しています。

○後期高齢者医療の被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の住所

問合せ先	保険年金課 Tel042-335-4033
説明	実施日以降、新しい被保険者証等を送付しています。

○国民年金第1号被保険者台帳の住所

問合せ先	保険年金課 Tel042-335-4066
説明	実施日以降、新しい住所へ変更しています。

○原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者の住所

問合せ先	市民税課 Tel042-335-4440
説明	実施日以降、新しい標識交付証明書を送付しています。 ※定置場に変更がある場合、市民税課へご連絡ください。

○市(都)民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の納税通知書送付先の住所（市税関係）

問合せ先	市（都）民税…市民税課 Tel042-335-4441 軽自動車税…市民税課 Tel042-335-4440 固定資産税・都市計画税…資産税課 土地係 Tel042-335-4445 家屋係 Tel042-335-4446 国民健康保険税…保険年金課 Tel042-335-4055
説明	実施日以降、新規課税又は修正課税が行われた時点で、新しい住所へ変更しています。 ※現在お持ちの各種納税通知書は、引き続きお使いください。 ※他の自治体に不動産を所有している場合、それぞれの自治体へお問い合わせください。

○児童手当・児童育成手当受給者の住所

問合せ先	子育て支援課 Tel042-335-4100
説明	実施日に新しい住所に変更しています。

○児童扶養手当受給者の住所

問合せ先	子育て支援課 Tel042-335-4100
説明	実施日以降、現況届の結果を送付する際、対象となる方には新しい証書を送付しています。

○乳・子・親医療証の住所

問合せ先	子育て支援課 Tel042-335-4100
説明	実施日以降、新しい医療証を送付しています。

○市立幼稚園・小・中学校に通うお子さまの住所

問合せ先	学務保健課 Tel042-335-4436
説明	実施日に新しい住所へ変更しています。 ※実施日以降、学務保健課から市立学校等へ連絡いたしました。 ※私立学校等については、各施設にお問い合わせください。

○下水道利用者の住所

問合せ先	下水道課 Tel042-335-4381
説明	実施日以降、新しい住所へ変更しています。

○選挙人名簿の住所

問合せ先	選挙管理委員会 Tel042-335-4486
説明	実施日に新しい住所へ変更しています。

市役所以外の公的機関が職権で変更した主なもの

(皆さまの手続きは必要ありません。詳しくは、問合せ先にご確認ください。)

○土地・建物登記簿表題部の所在欄

問合せ先	東京法務局府中支局 TEL042-335-4753
説明	実施日以降、西府土地区画整理組合が土地区画整理法に基づき行う登記手続きにより、東京法務局府中支局（登記所）が新しい町丁目地番等へ変更しています。 ※所有名義人などの住所変更は、別途、皆さまが手続きを行う必要があります。（10 ページ参照）

○国民年金・厚生年金受給者の住所

問合せ先	府中年金事務所 TEL042-361-1011
説明	実施日以降、府中年金事務所が新しい住所へ変更しています。 ※日本年金機構へ住民票コードが未登録の方、お住まいの住所と住民票の住所が一致しない方等は、皆さまが手続きを行う必要があります。（11 ページ参照）

○水道利用者の住所

問合せ先	東京都水道局多摩お客さまセンター TEL0570-091-101 ※PHS・IP電話 TEL042-548-5110
説明	実施日以降、東京都水道局が新しい住所へ変更しています。 ※現在も変更されていない場合は、問合せ先までご連絡ください。

皆さまが住所の変更手続きを行う主なもの

市役所での手続き

○住民基本台帳カード（写真付）の住所	
誰が	上記の写真付きカードに記載されている方及び、その住民票上の同世帯者
どこへ	総合窓口課（市役所本庁舎 1 F） TEL042-335-4333
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	住民基本台帳カード（写真付）・印鑑（認印） ※手続きには、暗証番号の入力が必要です。暗証番号を忘れた方は、本人確認のできる書類（免許証・健康保険証など）が必要です。 詳細につきましては、該当者に個別に通知しております。

○公的個人認証（電子証明書）の住所	
誰が	上記の証明を利用されている方
どこへ	総合窓口課（市役所本庁舎 1 F） TEL042-335-4333
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	住民基本台帳カード・印鑑（認印） ※住民基本台帳カードが写真付のものでない方については、本人確認のできる書類（免許証・パスポートなど）も必要です。また、手続きには、暗証番号の入力が必要です。暗証番号を忘れた方も同様の書類が必要です。 詳細につきましては、該当者に個別に通知しております。

○特別児童扶養手当・重度心身障害者手当の住所	
誰が	上記の手当を受給されている方又はご家族の方
どこへ	障害者福祉課（市役所本庁舎 1 F） TEL042-335-4162
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	印鑑（認印）

○身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の住所	
誰が	上記の手帳をお持ちの方又はご家族の方
どこへ	障害者福祉課（市役所本庁舎 1 F） TEL042-335-4162
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	手帳・印鑑（認印）

○自立支援医療受給者証（精神通院）の住所

誰が	上記の受給者証をお持ちの方又はご家族の方
どこへ	障害者福祉課（市役所本庁舎 1 F） TEL042-335-4162
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	受給者証・印鑑（認印） ※自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証をお持ちの方は、市役所が職権で行いました。（5 ページ参照）

○障害福祉サービス・地域相談支援受給者証の住所

誰が	上記の受給者証をお持ちの方又はご家族の方
どこへ	障害者福祉課（市役所本庁舎 1 F） 身体・知的障害 … TEL042-335-4962 精 神 障 害 … TEL042-335-4022
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	受給者証

○学童クラブへ通所している児童の住所

誰が	学童クラブへ通所しているご家族の方
どこへ	通所している学童クラブ
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	変更届(各学童クラブに用意してあります。)

○飼い犬の登録者の住所

誰が	飼い犬の登録者
どこへ	健康推進課（保健センター） TEL042-368-5311
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	電話連絡でも手続きができます。手続き先にお問い合わせください。

○公共施設等の利用登録（文化センター、図書館、放課後子ども教室、公共施設予約システム ほか）の住所

誰が	上記の施設・システム等の利用登録をされている方
どこへ	利用登録時に申請された施設及び担当課
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	手続き先にお問い合わせください。

市役所以外での手続き

○土地・建物の不動産所有者の住所

誰が	土地・建物を所有している方
どこへ	土地・建物の所在地を所管する法務局 ※土地・建物の所在地が、三鷹市・武蔵野市・府中市・調布市・小金井市・狛江市の場合、東京法務局府中支局（Tel 042-335-4753）となります。
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	町名地番変更証明書・印鑑（認印） ※申請書は、法務局のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html

*詳しくは、所管する法務局にお問い合わせください。

○土地・建物登記簿上の抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者の住所

誰が	上記の権利者として登記されている方
どこへ	土地・建物の所在地を所管する法務局 ※土地・建物の所在地が、三鷹市・武蔵野市・府中市・調布市・小金井市・狛江市の場合、東京法務局府中支局（Tel 042-335-4753）となります。
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	町名地番変更証明書・印鑑（認印） ※申請書は、法務局のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html

*詳しくは、所管する法務局にお問い合わせください。

○国民年金・厚生年金受給者の住所

誰が	上記年金を受給されていて、日本年金機構へ住民票コードが未登録の方、お住まいの住所と住民票の住所が一致しない方等
どこへ	府中年金事務所 Tel042-361-1011
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	印鑑（認印）、身分証明書 ※届書は、日本年金機構のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.nenkin.go.jp/n/open_imgs/service/0000004023.pdf ※届書は、府中年金事務所及び市役所保険年金課の窓口でも入手することができます。 ※日本年金機構へ住民票コードが未登録か調べるには、年金証書の基礎年金番号又は年金コードを準備して、お問い合わせください。 ※日本年金機構へ住民票コードを登録済みの方及びお住まいの住所と住民票の住所が一致している方等は、府中年金事務所が職権で行いました。（7 ページ参照）

＊詳しくは、府中年金事務所にお問い合わせください。

○共済年金受給者の住所

誰が	上記の年金を受給している方
どこへ	加入している共済組合
いつまでに	加入している共済組合にお問い合わせください。
主な持ち物	

＊詳しくは、加入している共済組合にお問い合わせください。

○厚生年金・共済年金加入者及びその配偶者(国民年金第3号被保険者)の住所

誰が	上記の年金に加入している方
どこへ	それぞれの勤務先
いつまでに	それぞれの勤務先にお問い合わせください。
主な持ち物	

＊詳しくは、それぞれの勤務先にお問い合わせください。

○自動車税の納税通知書送付先の住所（都税関係）

誰が	上記税金が課税されている方
どこへ	都税総合事務センター ※都税問合せ受付ダイヤル（TEL03-3525-4066）
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	特に必要な物はありません。 ※郵送や電話連絡で手続きを行うことができます。 （送付先）〒171-8517 豊島区西池袋 1-17-1 都税総合事務センター自動車課 宛 ※変更届は主税局のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.tax.metro.tokyo.jp/shomei/index.html ※多摩自動車検査登録事務所で本手続きを行った場合、都税総合事務センターへ連絡する必要はありません。 ※本手続きでは、自動車検査証の住所欄は変更できません。 別途手続きが必要となります。（13 ページ参照）

***詳しくは、都税問合せ受付ダイヤルにお問い合わせください。**

○運転免許証の住所及び本籍

誰が	上記免許証に記載されている方
どこへ	府中運転免許試験場（TEL042-362-3591） 都内全ての警察署（参考：府中警察署TEL042-360-0110）
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	免許証・町名地番変更証明書 ※町名地番変更証明書は、住所変更には「住所用」、本籍変更には「本籍用」の各種変更証明書が必要となります。

***詳しくは、府中運転免許試験場にお問い合わせください。**

○普通自動車・オートバイ（総排気量 126cc 以上）の所有者・使用者の住所

誰が	上記の車両を所有や使用している方
どこへ	多摩自動車検査登録事務所 ※音声ガイド（TEL050-5540-2033） ※検査窓口（TEL042-523-2456）
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	町名地番変更証明書・自動車検査証又は軽自動車届出済証・印鑑（認印） ※別途、自動車税の納税義務者住所変更手続きが必要となります。（12 ページ） ※別途、軽自動車税の軽自動車税申告の手続きが必要となります。（多摩自動車検査登録事務所内）

*** 詳しくは、多摩自動車検査登録事務所にお問い合わせください。**

○軽自動車の所有者・使用者の住所

誰が	上記の車両を所有や使用している方
どこへ	軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所（TEL042-358-1411）
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	町名地番変更証明書・自動車検査証 ※別途、軽自動車税申告の手続きが必要となります。（軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所内）

*** 詳しくは、軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所にお問い合わせください。**

○警備員指導教育責任者資格者証、警備員検定合格証明書、鉄砲・銃刀類等許可証の住所及び本籍

誰が	上記の許認可を受けられている方
どこへ	所管する警察署 ※許認可証の種類により手続き先が異なります。
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	町名地番変更証明書・印鑑（認印）・各種許認可証 ※町名地番変更証明書は、住所変更には「住所用」、本籍変更には「本籍用」の各種変更証明書が必要となります。 ※申請書は、警視庁のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/anzen/sub1.htm ※申請先が警視庁以外の場合、所管する道府県警のホームページでご確認ください。

*** 詳しくは、所管する警察署にお問い合わせください。**

○各供給事業（電気・ガス）等への住所及び所在地

誰が	上記のサービスを受けられている方
どこへ	東京電力多摩カスタマーセンター（TEL0120-995-662）
	東京ガスお客様センター（TEL042-524-2111）
	N T T 東日本（TEL（局番なし）116）
	J C O M 東京（TEL042-301-0210）
	N H K 西東京営業センター（TEL042-528-6000）

＊詳しくは、各事業者にお問い合わせください。

○金融機関への住所

誰が	上記の通帳をお持ちの方
どこへ	それぞれの金融機関
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	町名地番変更証明書・預金通帳・届出印・本人確認可能な書類

＊詳しくは、それぞれの金融機関にお問い合わせください。

○勤務先等住所変更が必要なものについては、お手数をおかけしますが、皆さまでご確認ください。

○各種免許・許可・認可等の住所変更については、法律等で定められた手続きをお願いします。

○その他、公的機関への申請や登録、法人等との契約時に住所の届出をされていた場合、皆さまでご確認ください。

This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, typical of notebook or legal stationery. There are no margins, text, or other markings on the page.

ご不明な点やご質問等がございましたら、担当窓口まで
お問合せください。

○町名地番変更について

都市整備部計画課

〒183-8703 府中市宮西町 2-24

TEL042-335-4335

tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp

○土地区画整理事業について

都市整備部地区整備課

〒183-0056 府中市寿町 1-5-1 府中駅北第2庁舎

TEL042-368-7592

kukaku01@city.fuchu.tokyo.jp